

第五十一回 参議院 地方行政委員会 會議録第二十四号

昭和四十一年五月二十六日(木曜日)

午前十時三十八分開会

委員の異動

五月二十五日

辞任

市川 房枝君

補欠選任

山高しげり君

出席者は左のとおり。

委員長 岸田 幸雄君

理事 小林 武治君

加瀬 完君

原田 立君

委員 小柳 牧衛君

高橋文五郎君

中村喜四郎君

林田悠紀夫君

占部 秀男君

鈴木 壽君

林 虎雄君

松澤 兼人君

松本 賢一君

山高しげり君

政府委員

自治政務次官

自治省行政局長

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 武君

本日の會議に付した案件

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○委員長(岸田幸雄君) それでは、ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○占部秀男君 局長にお伺いをしたいのですが、この前、この法律案の審議の最初のときに、第一日に私のほうから、前回この法律案についてつけられていた当委員会の附帯条件についての問題点で、一部概略的な形でお尋ねをしたわけでありましたが、市町村共済の問題であります。

先日も何さんか、ちょっと質問があったようですが、私の質問に対して局長のお答えの中で、赤字のひどい市町村共済の場合には、国からある程度の財政措置の問題も考えているのだというように、国として何らかの対策を講ずる必要があるのではないかと、私どもも検討をいたしておたのでございます。で、その検討の結果、一つの試案をもちまして関係団体とも御相談をいたしておたことは、前回申し上げたとおりでございますが、その案は、市町村職員共済組合連合会に短期給付の調整資金を設けまして、財源率が千分の百をこえるに至った組合に対して、その調整資金から必要な資金を交付をいたしまして、そしてそれ以上増高することを抑制しよう、こ

ういう考え方でございました。そこで、その調整資金に對しまして、大抵初年度千分の二程度のもので、これは地方交付税の中で措置しよう、というのが私どもの考え方でございます。したがって、本年度の地方財政計画の中には、その分を市町村における財政需要として繰り込むことにいたしております。ただいまお尋ねの点はそのことかと思ひますが……。

○占部秀男君 その額はどのくらいの予定ですか。

○政府委員(佐久間彌君) 本年度は約三億でございます。

○占部秀男君 この三億の問題なんですが、最初自治省のほうで話をされたときは、何か財源率が千分の九十五でしたか、八十九でしたか、私その点ははっきりしないのですが、それ以上の場合にこの調整的なものを出さうでないかという話があった、それが三億七、八千万円にのぼる予定であるというのをきいたのか。かりにあったとすいう話があったのかないのか。かりにあったのか、この点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐久間彌君) 千分の百ということを一応のめどにいたしましたのは、これも前回お尋ねの際にちょっと申し上げたかと存じますが、政管健保の場合の財源率、これとの均衡を考えまして、政管健保におきましては、公務員共済に引き直してみますという千分の九十五になるようでございます。そこでまあ私どもが立案をいたしますときには、大体千分の九十五というので、それに近い数字ということで千分の百という切りのいい数字を押えて計算をいたしたわけでございます。

しかし、趣旨をいたしますところは、政管健保における財源率の均衡を考えていることを一つのめどということに考えたわけでございます。それから、考え方をいたしましたのは、きつかり千分の九十五にしたいというわけでもないかと、こういうような御意見もあらうかと思ひますし、また立案の過程でも、そういう意見も連合会からあったこともございます。で、一応この本年度交付税の算定上計画をいたしましたのは、千分の百をこえるものを対象にいたしました、約三億の数字を出したのでございますが、これはなお、千分の百にするか、千分の九十五にするかというようなことは、この案を審議するに際して、いろいろ問題だ、かように考えておるような次第でございます。

○占部秀男君 この千分の百の場合三億、そうすると千分の九十五と計算をした場合には、どのくらいになるわけでございますか、概略でけっこうですか。

○政府委員(佐久間彌君) ちょっと正確に千分の百と千分の九十五の場合の数字をいまずぐにお答えいたしかねますが、そう大きな違いはないと思ひます。大体この財政計画上、千分の二をこれらの所要資金として計算をいたしました計算が、多少ゆとりもあるかと思ひますので、この辺は実行上そう大きな支障はないのじやなかろうかと考えております。

○占部秀男君 そこで千分の百以上については調整金を出さうと、こういうような考え方である、こういうことですが、千分の百以上の、まあいわば財源率の悪いといひますか、その団体は、全団体の中でどのくらいあるのですか。

○政府委員(佐久間彌君) これは本年一月一日現在で申し上げますと、岩手、佐賀、長崎、熊本、大分の五県でございます。なお、その後財源率の改定をいたして、掛け金率、負担金率の改定をいたしておるところもございしますから、若干ふえ

置をしていく、しかし二年度、三年度、さらにまた必要があれば四年度、五年度と、こうなると思いますが、だんだん交付税で措置をする分を減じていって、そして市町村共済組合自体でもそれに応じて必要なものを少しずつ連合会に自己負担で払い込んでいく、そうして連合会の調整資金というものを充実をしていく、こういうような考え方をいたしたわけでございます。

○占部秀男君　そうすると、国からの調整金というものは、結局事態が、まあどういうふうにならなかつたところから別にして、今後漸減をたどっていき、最後にはまあ零となる。そこで、その減つていった分だけ組合といいますが、各市町村共済の中で自己負担というものをふやしていくってカバーする、こういうぐあいになるわけでありませんか。

○政府委員(佐久間)　考え方といましては、そのとおりでございます。

○占部秀男君　そこで自己負担の問題なんです、この自己負担のあり方の問題について、自治省として何か考えがございまして、たとえば自己負担といいますが、実際は使用者側とそうして職員側の折半負担と申しますか、原則はそういうような問題があるわけですが、これが直ちにこの自己負担の問題の内容に影響するわけなんです。そこで、そういう点については、自治省のほうとしてどういうお考えをお持ちになっておりますか。

○政府委員(佐久間)　考え方のこれは問題になるかと思ひますが、先ほども申し上げましたように四十六の市町村共済組合全体を平均をいたしてみますと、財源率は八三・八程度で済んでおると、しかし個々の組合になって見ますと、六十九の組合のところもあるし、百をこえるところもあると、こういうことでございまして、前回、原田先生からも御意見がございましたが、共済組合の性格からいいますと、むしろ高いところと低いところと、全体で相互に助け合つて調整をしていくという考え方も、一つの考

え方としてはあり得るんじゃないかと思ひます。しかし、そう申しても、全然自分たちだけで相互の調整を行なえと言つても、これは実行上無理をすることになりますので、そこで最初には交付税で、言いかえましますと別途の財源でもって措置をしてやろう。しかし、本来共済制度の趣旨からいいますと、相互に助け合つていくという精神も加味をいたしまして、だんだん何年計画かで地方交付税で措置する分を漸減していき、自己負担の分をふやしていく。

そうして共同の調整資金、プール資金を連合会に持つ、こういう形にすることがいいんじゃないか、まあそういう考え方に立つておるわけでございます。したがって、その国の措置が漸減をしてまいりまして、自己負担のものが出てまいりますと、その分について、お説のように負担金と掛け金とで折半をしなげなうという問題も出てまいりますけれども、これも全体として見ますと、ごくわずかなものになるのじゃないかと、かように考えておるわけでございます。いづれにいたしましても、しかし、先ほど申しましたように、一方、医療保険全体を通ずる根本的な検討の問題もあるわけでございますから、ただいまのようなことで、初年度、次年度と、こ

うやってまいりますうちに、それらの根本的な施策がましますれば、それとにらみ合わせて、この措置もさらに検討しよう。まあこういうことでございまして、当面緊急措置としては、こういう考え方が十分合理的であるものじゃないか、かういふふう存じておる次第でございます。

○占部秀男君　まあそこがちょっと保障制度の筋からいけば、ある程度局長の言われたようなこと、もうなすけないわけじゃないのですが、現実の問題としてちょっと筋の通らないところがあるのじゃないかというのを私は疑問を持つわけなんです。

そこで、その疑問の問題についてお伺いする前に、そうなるのであれば、団体側の自己負担というものは、国の助成金の率の減るに依つてふえ

るといふような形で、一応ある程度の数字的な見通しといひますが、予定といふものを持つておられると思うんですが、その点はいかがでござい

○政府委員(佐久間)　四十一年度を押えて千分の百をこえるものを計算をいたしてみまして、それに必要なものとしては千分の二という数字を出したわけでございますが、今後いろいろ改善されていけば、この千分の二の調整資金の率が減じていこうかと思ひますが、一応千分の二というこ

とで考えてみますと、国の財政措置が二年度は千分の一・五、三年度は千分の一、先ほど三年度は千分の一・五、四年度は千分の一・五、五年度は千分の二、数字の形式の上からいいますと、

○占部秀男君　そうすると、いま言つた、本年度は千分の二、四十二年度は千分の一・五、三年度は千分の一、その次は一・五、その次は二、こういうふうな自己負担が上がつてくる、この自己負担を担当する共済なんです、さつき局長の言われたのは、連合会と基金でプールして

○政府委員(佐久間)　初年度におきましては、この千分の二に相当するものにつきまして、交付税の中では各市町村の財政需要の中にこれを算定をいたすわけでございます。そして各市町村から共済組合に対する補助金としてその分を出して

合会に支出をして、そして連合会で調整資金をつくる、こういう考え方でございまして。

○占部秀男君　交付税ですから、まず個々の町村に配つて、そして、それぞれの共済組合にこれが集まつて、そして、それが連合会にいく、こういうことになるんですが、そうすると、その場合に、当該共済組合として扱ふ以上は、市町村からきた金だけであつたのかどうかということ、それはいわゆる折半の問題があるわけですね。それで、国からきた金が純粋に、市町村をそのまゝ通り抜け、予算的にその金のみ共済組合にいつて、そして共済組合にそれは与えられる金になるわけだ。そうすると、市町村にいくというのは、千分の百以上の団体を持った、そこへいくわけでしょう、全国的にいくというわけじゃないんで

○政府委員(佐久間)　この千分の二に相当いたしますものは、全国の市町村職員共済組合に入をいたしております市町村にいくわけでございます。そして、その市町村から個々の共済組合を通じて連合会に、その分だけ補助金として出して、そして連合会に調整資金をつくらせて、今度連合会から、千分の百をこえる共済組合に調整資金として交付をする、こういうことでござい

○占部秀男君　そうするとちょっと問題があるんですが、これは不交付団体は別として、交付団体へいくわけですね。そうすると、交付団体へいくものが、それぞれの共済を通じて連合会へそのまゝの金でいく場合と、市町村共済なんです、その財源を出す場合には、当然組合員と理事者側との折半の原則がありますから、それにひつからざる行き方と、法的なたてまえは別にして、実際上は二つあると思うんですが、その点はどういうふうになりますか。

○政府委員(佐久間)　この初年度千分の二の分は、本来の掛け金とか負担金とは別々として、交付税で措置をいたしますから、それをその

まま、交付税ですから一応やはり市町村に配ら
 なくちゃならない。で、市町村から共済組合に対
 する補助金として出させて、連合会に集めて調整
 資金をつくる、こういうことでございます。そう
 いうことを市町村に強制をいたしましたためには、
 やはりこれは法律の根拠が要りますので、今度は
 もしそういう案を施行するとなりますと、共済組
 合法の中に規定を入れなければならぬということ
 になるわけです。

○占部秀男君　その点は、一応筋としてはそのままでわれわれもわかるのですが、さて、次年度以降の問題なんですね、それにからまる。結局、次年度以降については、自己負担がだんだんとふえてくるということになりますね。この自己負担は、結局国から各市町村にくる金のほかに、それぞれの共済で自己負担をするというのですから、したがって、それぞれの共済ではこの自己負担をする分について財源を出さなきゃならぬということになるわけですね。その財源の出し方は、結局、連合会でプール計算をするということになると、四十六都道府県が全体に財源負担をするということになるわけであって、全体の市町村共済が財源をよけい負担しなきゃならぬ。どの程度か知らぬけれども、それぞれよけい負担しなきゃならぬと、こういうことになってくるわけですね。

○政府委員(佐久間彌君) さようでございます。したがって、かりに、先ほど申し上げました計算でまいますと、次年度は国のほうで交付税として措置する分が千分の一・五になりますから、この分は初年度の千分の二と同じような形で連合会に集められる。それから、自己負担の千分の〇・五につきましては、千分の〇・五を個々の共済組合で負担金と掛け金とに折半負担をして、これは捻出してもらおうということになりますから、その千分の〇・五だけは、その共済組合といえますと財源率が上がる、こういう計算になるわけでございます。

○占部秀男君　そうすると、かりに局長の言われ
たような予定で、二、一・五、一、〇・五、ゼロ

と國のほうになると、これと相關的に地方の自己負担は、本年はゼロから〇・五、一、一・五、二となるということになると、今後五年の間に地方におけるこの市町村共済というものは、千分の二料率が、これはこのとおりじゃないでしうけれども、まあ一応大勢的には上がるということになると思うんですがね。と同時に、それは折半負担の原則で、理事者側のほうも、掛けておる組合員、被保険者ですか、組合員のほうもこれになると、こういうことになると思うんですが、その点はいかがなんでしょう。

○政府委員（佐久間彌君） さようでございます。

と申すのであります。それでは少し詳しくは問題じゃないかと申すのであります。というの、これは局長、この法のたてまえが、地方職員共済組合のように全国を一本にした立て方をしておる場合は、これはまた違った考え方が行なわれ得ると思うんです。ところが、この法のたてまえは、この短期給付をする主体はあくまで単位団体、単位組合にとつておるわけでしょう。つまり一府、一道、一県下の。そうですね。で、連合会というものはいろいろな意味での調整機関ですわね、一口に言ええ。そこで単位団体のほうのこの料率、あるいはまた財源率でもいいんですが、それに対する考え方というもの、が、連合会の調整という名前での一方的に律しられるということは、これは私は相当、法のたてまえからいっても問題があると思うんですわね。

というのは、団体のことにまずこの問題が――

私は三つ四つ問題があると思うんですが、団体
の、まあ団体というよりも単位共済と言ってもい
いんですが、単位共済の面からいけば、先ほど局
長が言われたように、千分の百というのはわずか
に九団体であつて、九十のものが十二もあるし、
八十のものが十もある。七十のものが六もある。
しかも六十という低いものが、この千分の百とい
う高いものとほぼつり合ひのとれるくらいの数で
ある八あるということですね。六十というとても
低いのが八あるというんですね。ところが、この
千分の百以上のものを救済するために、こういう

ように一応低い財源率でやっていたところが、一方的という言い方は、これはおかしいんですけれども、まあ当該団体となつてみればそういう気持ちができるわけですね、当該単位組合となつてみれば、自分のほうはうまくいっているのに何も悪いじゃないか、まあこういう考え方がどうしても持たれるようになってくる。これはもちろん、連合会というものが調整機能を持つておるといふことは、法のたてまえですから、われわれはそれを否定しようとは思わない。しかし、少なくともこういうような、特殊というか、例の少ないような

場合に、国から出した金で、あるいはまた他の財源——どれかわかりませんが、そういう財源で、うまくいっておる単位組合には迷惑をかけずに、特にひどいところだけ特例的に処置すると、そういうことがぼくは連絡調整の連合会の調整機能じゃないかと、こう思うんですね。どうもこのやり方を見ると、ほんとうに一部の千分の百以上の料率の、財源の悪いところの問題のために、財源的には非常に、何といいますが、職員の立場からいけば、あるいは首長の立場からいってもいいんですが、折半のたてまえですからいいんですけれども、低位で、その低位であるというだけ安定しておる。こういうところが無理に引き上げられて犠牲をこうむらなくちゃならぬ、こういうことになってくるんじゃないかと思うのですけれども、その点はいかがでございいますか。

○政府委員(佐久間彊君) これは考え方

と思ひますが、菊道附県の職員につきましては、おっしゃいましたように、全国一本で計算をいたしておるわけでございます。市町村の共済組合につきましては、沿革もありまして、各府県単位の別々になっておるということでございます。そこで、これはまあそれぞれの組合のこれまでの経緯もございますから、一がいに律するわけにはまいりませんけれども、やはりこういうような、何らか調整をしようという場合には、個々の組合が——もちろんその意思を無視するわけにはまいりませんけれども、まあある程度のものはお互い

に助け合うということで、出し合つて調整資金を持つということ、これはまあ制度としても十分に私は考えられることではないかと思ひます。現に長期につきましては、市町村職員共済組合でも全
国一本にした計算をいたしておりますて、そうして連合会に相当な積み立て金も持つようになつております。そこで、そういう考え方が是認をされまするならば、ある程度の、しかもこれも無理のない程度のものを、財源率の低い共済組合が少しよけ出しして、そうして高いところを、あまり高くなることを押えるように調整をしてやるということも、これは十分考えていいことじゃないか。ただ、いきなりそういうふうにしるというても無理でございますから、当初は国でもつて別
ツクでその点については財源措置をしてやろう、
こういうのがこの考え方でございます。

ものはいかに助け合う、そういう考え方ですね。私はいかに助け合う、そういう考え方です。これは一理あると思うのですよ、そういう考え方は。ただこの場合、局長に、これは内容の問題で疑問があるというのは、いま言ったように、局長は長期の場合を一つの例とされましたが、長期と短期とは性格が違うのですね。長期の場合には、少なくとも組合員全体が二十年以上すればその恩典に浴するわけですよ。ところがこの短期の場合、特に医療の場合にでも、出産でも、短期の場合には病気した者だけがこの利益を受けるのであって、病気をしない者は、単に病気をした場合の保障というのですかね、それはあるわけですが、現実の利益というものはない、病気をしなければない。そういう意味では、一般的、共通的な組合員のもう年金の制度と、それからこの短期の場合とは、これは性格が違ってくると思うのですよ。したがって、長期の場合をそのまま短期に当てはめるといふことは、これはちょっと私はできないんじゃないかと思う。同時に、ただいま局長が言われた、ある程度のものは互いに助け合う必要があるんだと、これは共済制度のたてまえからわれわれも認めます。これは認

めず。したがって、その意味における自己負担というものは、これはある程度あり得るものだという事、私もそう思っております。

しかし、その場合に問題があるのは、折半負担の原則なんです。これが問題なんです。これがいつもこのお互いに助け合うときの問題になる。というのは、理事者側のほうは、これは市町村の財政ですから、そうですね、市町村の財政ですから、これは一本でいけるわけですね。ところが、折半負担の問題のあとに組合員の場合は、自己の生活費の中からこの掛け金を出すわけです。したがって、掛け金をよけい出せば出すほど、これは幾らの額かわかりませんが、それだけ生活が苦しくなる、こういうことですよ。これに対する抵抗というものは、率直に言って、これは局長も御存じのように強いのです。そこで、長期と短期の場合とは、これはまあ一緒にはできない、性格が違う。そこである程度助けるためには自己負担をする。この自己負担は、市町村がその金の中から持つて、そして自己負担をするんだということになれば、これは問題はまた別になってくると思ひます。また自己負担でなくて、国が一応五年から五年、四年から四年は、千分の百以上の単位組合については、どこの府県であらうともいいんだと、これならまた問題は別になってくると思ひます。しかし一部の団体の一部の単位組合の極端な飛び出したものを平均化するために、減らすために、全然低位な、しかも健全な動き方をしておる単位組合の組合員の料金を上げるということについては、これはもう大きな私は問題じゃないかと思ひます。

そこで、その点については、私は自己負担も否定しませんが、もちろん国から金がくるということも、これは否定しませんが、これは職員生活の影響のない形でこれができるならば、これは私は相当問題点として、これは善政的な意味で検討のできる範囲であると思ひます。しかし職員に影響があるんです。これはもうその職員の立場で言えば、政府の一方的な考え方だけで、自分たちのやって

いることは、いままでうまくできたのに、なぜ上げるんだということになるので、こういう点は局長としてよく考え方を直して、ひとつ検討してもいいと思ひます。いかがですか、それは。

○政府委員(佐久間) これは実は自治省の試案が、本法案を提出いたしました時期までに連合会のほうの完全な御了解が得られなかった原因の一つは、いま先生のおっしゃいましたように、財源率の低い単位組合、これがやっぱり反対をいたしましたわけでございます。財源率の高いほうの組合はぜひやってくれという事で、非常に強い要望がございました。またわけでございますが、そこで、その辺のところの感情がございまして、私もよく理解できるわけでございます。特に、お互いに一生懸命赤字が出ないように各単位組合が努力をしているのに、赤字の出ているところは、赤字の出ない組合から見ると、あそこをやり方は少し放漫だから赤字を出しておるんだ。そういうところのために、自分たちはたとえ少額であっても犠牲になるのは困ると、こういうような感情がその底にあるものと思ひます。

そこで、私も、あまり多くの額を各単位組合に負担をさせるということとは、これはかえってまづいんじゃないか。各単位組合の経営がそれだけ放漫になるというふうなことになるのも、いかぬし、それはできるだけ低く押えたいと思ひます。しかし同時に、何とかしなければいけないものがありますし、特に全体として見れば、そう高くない財源率であるものが個々に分かれておりますために、非常にでこぼこもできるわけでございますから、まあそこを多少のものはお互いに相互救済の精神で助け合っていくという事は、これは制度として認識されていいんじゃないか。その場合に先生のおっしゃいますのは、その場合のものでも市町村が負担をすべきであって、職員に掛け金として取るのはいかぬんじゃないかと、こういうことでございまして、そういう問題になりま

すという、短期の医療給付についての折半負担という現行法のたてまえが、これがいいか悪いかわかるという根本の問題にも触れるわけでございます。そこで、私もこの法案の立案をいたします過程においては、いろいろな意見が各方面からございましてけれども、現行法の根本のたてまえに触れる議論になりますという、なかなか成案が得られませんか。そこで、現行法の根本のたてまえはくずさないで、しかもよその状態に迷惑をかけることになると、これまたなかなかまとまりませんで、いわば自治省の責任で処理できる、自分の守備範囲の中での案として、これを実は立案をいたしましたわけでございます。

この案に対しまして、財政当局は、これは大体千分の二の支出がふえるということになるなら、なかなかこれについては賛成できないと言いますが、立案の過程では難色を示されたわけでございますが、いろいろな事情を折衝いたしまして、まあこの案ならばということで政府内部では、関係省もみな賛成をもらつたわけでございます。そういうことでございまして、いろいろ先生のおっしゃいますように、もの足りない点はあろうかと思ひますけれども、いま申しましたような、現行の制度の根本に触れてあちこちからいろいろな意見が出るべく出ないようにして、しかし当面の市町村共済の赤字のひどいところについて何とか措置をしなければならぬという苦心の作でございまして、その辺の事情は御了承を賜りたいと思ひます。

○占部秀男君 その苦心されている、そういうことは私もわかるのですが、そう簡単にはこれは了承できない。というのは、自治省の範囲内から、いわゆる国のほうからお金を持つてくるということはなかなかできない。そういう事実の問題はわれわれもわかるのですが、この調整金の問題をどういう形で折半負担をするということ、これでなければ折半負担の法のたてまえが破れるという考え方には、これは私は納得できないのです。と言ふのは、この問題は、折半負担という法が規定しておるこの性格のとり方によつては、私は相当

違ふのではないかと考へ方を持つております。というのは、法が示しておるところは、これは直接的に示しておるところは、組合員と理事者側との折半負担によつて財源をつくつていこうじゃないか、つまり費用を負担しようじゃないか、こういうことであります。それは単位組合を中心に運営される問題である、こういうことで各府県の単位組合というか、市町村組合ができておる。そこでその当該府県の組合員の医療問題については折半負担が行なわれているわけですよ、これは。ところが、今度のものは調整金なんです。自分の医療に対する折半負担ではなくて、ほかの単位組合の折半負担に基づくところの、赤字ということばはどうかわかりませんが、わかりやすく言えば赤字、そうでしょう。これを埋めるため自分の折半負担を高くする、こういうことなんです。それでそれからこの調整金を、単位組合の組合員の折半負担の率を上げて、市町村なり、あるいは自治体なり、単位で出すということは、折半負担の原則を破ることにはならないと私は思ひます。これが地方職員共済組合なら全国的に一本なんだから、もし個々の市町村の場合に、個々の県の場合に違つた扱いをすれば、これは折半負担の原則は破れる、これは私はそうだと思うのです。ところが、この場合に連合会は調整機能なんです、その調整機能が、できれば普遍的に、四十六府県の全体の調整金なら一番いいのですけれども、これは一部の問題です。その場合には、特殊な扱いをしても、何ら単位組合の運営としての折半負担の原則にはきつていない、くずれていない、こういうふうには思ひます。ですから、その点は局長はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(佐久間) その点は見方の相違かと思ひますが、意見を申し上げます。この自治省試案自体が、千分の二を別枠で調整資金として措置をするということ自体が、もうすでに折半負担の原則を破る措置なんです、こういうことをやられたのでは困るという反対が実は政府内部には非

で、申し添えておきますが、組合員の一部に、感情の問題として、自分のところは自己努力を一生懸命やっておるのに、自己努力の足らぬところのために、こういう感情を漏らす者があるということをお願いしてあげたいと思いますが、決して各単位組合が、赤字を出しておるところが自己努力が足りないために赤字が出ておると、こういうわけではございませんので、このことは一般の誤解を招いてはいけませんので、補足をさせていただきます。

それからいまのお尋ねの点でございますが、これは今年度地方交付税の税率が引き上げられました機会に、このことも込めて、市町村の基準財政需要の中で千分の二だけよけに財政需要を計算をすることにしたわけでございます。したがって、不交付団体につきましては、その分は計算上盛り込んで、その上でなおかつ不交付団体になっておるわけでございますから、これはまあ他の場合にもあることでございますが、交付税上の措置というものは、とかくそういう不平を一部の者が持ちがちなものでございますが、これは制度上やむを得ないということで、私も、関係市町村長さんにもこの点は御理解をいただきたいと、かように思っておる次第でございます。

○鈴木壽君 関連して。いまの問題ですが、調整資金、給料の千分の二を交付税で見ているという。しかし二年度、三年度、漸次低減されていきますね、いまの考えではですね。それで組合のほう負担の問題で、いろいろ占部さんからお話があったわけなんです、まあ千分の二を出すというところまで踏み切った形で、いろいろあるいは異論はあるかもしれませんが、交付税で見ることがいいとか悪いとか、まあいろいろあるかもしれませんが、いづれそういうふうにしてめんどうを見てやらなければならぬということで、これといって、いまの低減をするということでもなしに、ここ二、三年、千分の二のそれでまかなうということ、やはりどうしてもだめなんです。

そうして、さっきお話がございましたように、これらの問題についての全般的な検討が審議会等でなされるし、その際に、早急にまあそういう結論を待って、これらの掛け金率等の問題について抜本的な対策を立てると、こういうことを前提に、それがもう五年とか七年じゃ困ると思いますし、早急にこれらの問題については、いまのこの問題だけでなしに、全般の問題として、単に市町村共済のみならず、これは検討しなきゃいけない時期になっておると思いますし、審議会等におきましても、それが当然取り上げられるものだと思いますから、早急に、ここ一年か一年半のうちにそういうものを上げてもらって、それを待つてあとのことは考えていくと、まずとりあえず、現在の掛け金率の高いところについての一つの救済としての、千分の二というものを上げていくということには踏み切れませんか。

○政府委員(佐久間彌君) まあこれは先ほど占部先生が市町村共済の中の各単位組合間の負担の公平の問題について御指摘がございましたが、さらに今度はこの市町村職員共済組合以外の共済組合、地方職員共済組合もございまして、あるいは公立学校、都市共済、いろいろまあ御承知のようにあるわけでございますが、まあそれら全体の公平ということも考えていかなきゃなりませんので、やはり全然国の措置にたより切りになるのだというところになりますと、かえっていかげなものであろうかと、やはりこの率をどのくらいにするかという点については、これはまた、なお御議論の点もあろうかと思えますけれども、自己負担、自己努力ということも加味して考えていかなきゃいかぬ。しかし、これも初めからそうやれといつても無理でありますから、初めは国のほうで全部負担を加えていくということで、私はまあ制度としても適当な制度であらうと思えますし、実はまあ政府内部でいろいろ折衝いたしました過程におきましても、他の関係省庁もみなそういう感覚を持っておりますのでございまして。

○鈴木壽君 私もね、いつまでも千分の二を調整資金で見やるといって、それを続けるという意味でなしに、まあ初年度はまあまるまる千分の二で、組合負担はないわけですね。二年度から〇・五ずつこづつ割合のような形で進んでいくといういまの構想ですかね。ですから、それをまあ初年度でやる。もう一年ぐらいいやっている間に、私はこれらの共済の問題について全般的な、いわば抜本的なそういうものを考えなきゃいけないのじゃないかと思うのです。それを、さっきもまあ局長もそう言うようなことを、将来のそれを期待しているというふうなお話もございましたし、それまでの一つの暫定的ないわば救済措置といえますが、そういう意味でやっていくというふうには、これはまあ私は二年、やっても二年ぐらいで済むのじゃないだろうかと思うのですがね。まあ済ませなきゃいけないと思うのです。何も、繰り返して言いますが、何年も何年も、五年も七年も続けたらということではないし、そういうようなことで、その間の一つのつなぎの期間の経過上の救済措置として考えて、まあ、ですからそこら辺は、もし考えることができればいいんじゃないだろうかと思うのですが、その点やっぱりうまくありませんか。

○政府委員(佐久間彌君) まあ先生のお気持ちはわからぬわけじゃないかもしれませんが、私どもの考え方は、先ほど来申し上げておるような考え方で、ただいまのところ、その考え方が一番妥当ではなからうか、私はかように思っております。なお、つけ加えさせていただきますか、二年度の千分の〇・五と申しますのは、月にいたしますと、組合員が月額掛け金が七円でございますから、まあその程度のものでお互いに市町村職員全体のために負担をしてもいいんじゃないか、お互いさまで、いま掛け金率が低くて済んでいるところが、将来またごやつかいになるということもあるわけでございますから、その点は関係者の方々に御理解をいただきたいと、かように思っておりますのでございまして。

○鈴木壽君 二年度では千分の〇・五、それがいいゆる組合員とで折半というふうなことで、千分の〇・二五ですか、ずつということになるわけでしょう。ですから金額にすれば、いまお話のようになくわすれかたかもしれませんけれども、これは全国一本の形になっておりませんものですか、占部さんが指摘するような問題点、他の低い掛け金率でやっているところの人たちは感情的になんだと、こう額の多少にかかわらず、そういう気持ちが出てくると思うのです。これは広い気持ちを持って、全国のお互いの職員、これは一本だとか、こういう気持ちになれればいいんですが、なかなか理屈はそういうふうには言っても、これは感情的にいろいろあると思うのです。私は将来としては、方向としては、なかなかそう言ってもむずかしいと思いますので、都道府県の職員共済が一本化していると同じように一本化したほうが、何かにつけて私はいんじやないかと思うんですが、いまの時点ではこれは一本化するのはいんじやない問題だと思えます。実情は、国のほうの考え方としてはそういうふうなことで、そういうときだったらお互いに助け合おうじゃないかというふうな気持ちもすなおにすつと出てくると思うのですが、そうでないものですからなかなかむずかしい。さればといって、掛け金率の高い千分の百十とかいうようなところもありまして、こういうところは何かとしてやらなきゃいけないんじゃないかというところで、国としてのいいいますか、あなたの方の立場からの一つのあたたい援助の手という、特例的なものとして考えてもらえれば、さっき私が言ったようなこともいいんじゃないか。

しかし、それをいつまでも続けるということでもなしに、制度的にやってみようというところでなしに、一応これは法の改正なり、手直しをしなければいけませんから。そうでなくて、ここ一、二年の問題です。一方においては、これらに対する根本的な検討をして、そういう対策を立てるといこともありますから、それを待つて今後のことは考えていくが、こういうわずかの暫定期間という

ことで考えてもらえようと助かると思うんです。そういうつもりで、そういう気持ちはないかということをお尋ねしたわけなんです。これはあなたのほうだけでなしに、おっしゃるように、いろいろあちこちぶつかるところが出てくると思いますから、たいへんだと思いますが、それも、あなたのところへ別に新しく金をどっから持ってくるというようなことでなしに、いわば自治省内で市町村関係の、あるいは地方団体関係の金の、交付税の中で何とかいままこでまかなっていくという、そこまでいったのだったら、それをほかのほうでも、何といいますか、関係機関のほうでも理解してもらえろのじゃないだろうかと思うんですが、ひとつ検討していただけませんか。

○占部秀男君 それにちょっとつけ加えて。どうせ火曜日には委員会をやるのだから、そういう点を含んで検討してもらいたい。

○政府委員(佐久間彌君) いろいろ御指摘のございました点につきましては、なお今後の問題として、私どもも検討はさせていただきたいと思えます。

ただ、早急に、火曜日までに結論を出せとおっしゃられますと、これはいたしかねますので、これは御了承いただきたいと思えます。

○委員長(岸田幸雄君) 本案に対する本日の審査は、この程度にいたします。

次回は、五月三十一日午前十時開会の予定でございます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会